

緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について

令和2年5月28日
原子力規制庁

原子力規制委員会において実施してきた新型コロナウイルス感染症に係る主な現在の対応については、令和2年5月25日における緊急事態宣言の全国的な解除及び政府の基本的対処方針の見直しを踏まえ、6月1日から6月30日までの間、以下のとおりとしたい。

なお、緊急事態宣言解除後の移行期間における各種制限の緩和動向を踏まえ、必要に応じて原子力規制委員会の判断を仰ぎつつ、対応を見直すこととする。

1. 原子力規制委員会・審査会合等

(1) 主な現在の対応

- 原子力規制委員会定例会
隔週開催とし、一般傍聴の受付を行わない。
- 審査会合、検討チーム会合等
テレビ会議・電話会議での開催を基本とする。開催日を月曜日、火曜日及び木曜日に限定し、一般傍聴の受付を行わない。テレビ会議・電話会議での開催が難しい場合又は必要に応じて、申請者側の人数を限定した対面形式の審査会合、書面審査により行う。

(2) 6月1日からの対応

- 原子力規制委員会定例会
毎週開催とし、感染症対策を講じた上での一般傍聴を再開する。
- 審査会合、検討チーム会合等
テレビ会議での開催を継続する。開催日を限定せず、感染症対策を講じた上での一般傍聴を再開する。テレビ会議での開催が難しい場合には、書面審査により行う。また、テレビ会議での中継が難しい場合には、録画により公開する。

2. 原子炉等規制法の運用

(1) 主な現在の対応

- 原子力事業者が行う保安活動
事業者から保安活動の運用について申し出があった場合には、原子力施設への安全上の影響を考慮した上で、事業者における点検等のタイミングや体制などについて弾力的に取扱うことが可能となるよう運用する。
- 使用前検査等
極力本庁からの検査官出張は控え、本庁で記録確認検査を実施しつつ、必要な場

合には、原子力規制事務所の検査官を活用するなど運用上の工夫を行う。

本庁の検査官が原子力施設に入構することが可能な場合には、原則、検査前に2週間当該施設周辺に滞在するとともに、外出も極力控え、健康状態に問題がないことを確認した上で検査を実施する。

○ 原子力規制検査

4月1日の原子力規制委員会です承された検査計画を弾力的に運用して実施する。

(2) 6月1日からの対応

○ 原子力事業者が行う保安活動

これまでの運用を継続する。既に申し出を受けて弾力的な運用を認めたもの(別紙)については、原子力施設が所在する地方公共団体の休業要請解除等を踏まえ、通常の保安活動が可能になった場合には、原子力事業者からその旨の報告を受けた上で、弾力的な運用を終了する。

○ 使用前検査等

原子力施設の入構に関する事業者の運用や検査対象施設が所在する地方公共団体の要請を踏まえて実施することとし、本庁から出張する検査官が一律に検査前に2週間当該施設周辺へ滞在する運用を終了する。

○ 原子力規制検査

4月1日の原子力規制委員会です承された検査計画を引き続き弾力的に運用して実施する。ただし、本庁の検査官が出張して行うチーム検査については、使用前検査等と同様に、事業者の運用や地方公共団体の要請を踏まえて実施する。

3. 放射性同位元素等規制法の運用

(1) 主な現在の対応

○ 届出等

事由が生じた後に一定の期限までに行うこととされている届出等について、一部を除き、感染症対策上やむを得ない場合には、その期限に関し合理的な範囲で弾力的に運用するとともに、様式について押印の省略を認めるなど弾力的に運用する。

○ 検査等

定期的に受けること又は実施することとされている検査等について、一部を除き、感染症対策上やむを得ない場合には、その時期又は頻度に関し合理的な範囲で弾力的に運用する。

(2) 6月1日からの対応

○ 届出等

引き続き合理的な範囲で弾力的に運用する。

○ 検査等

引き続き合理的な範囲で弾力的に運用する。

4. 原子力規制庁の勤務体制

(1) 主な現在の対応

- 原子力規制庁本庁及び人材育成センターの職員
原則在宅勤務とし、出勤者数の7割削減を目指す。(出勤率：4月中 単純平均33.7%、5月1日～25日 同33.4%)
- 原子力規制事務所の職員
2班体制とし、緊急事態宣言下の事務所では半数以上を在宅勤務、それ以外の事務所では両班職員内の接触を避ける。

(2) 6月1日からの対応

- 原子力規制庁本庁及び人材育成センターの職員
原則在宅勤務とする取組を終了するが、出勤者数の5割削減を目指す。
- 原子力規制事務所の職員
全ての事務所で2班体制を維持し、両班職員内の接触をできるだけ避ける。